

出産・子育てに関する支援の拡充について

健康寿命推進室 母子保健課

1. 政策等の背景・目的及び効果

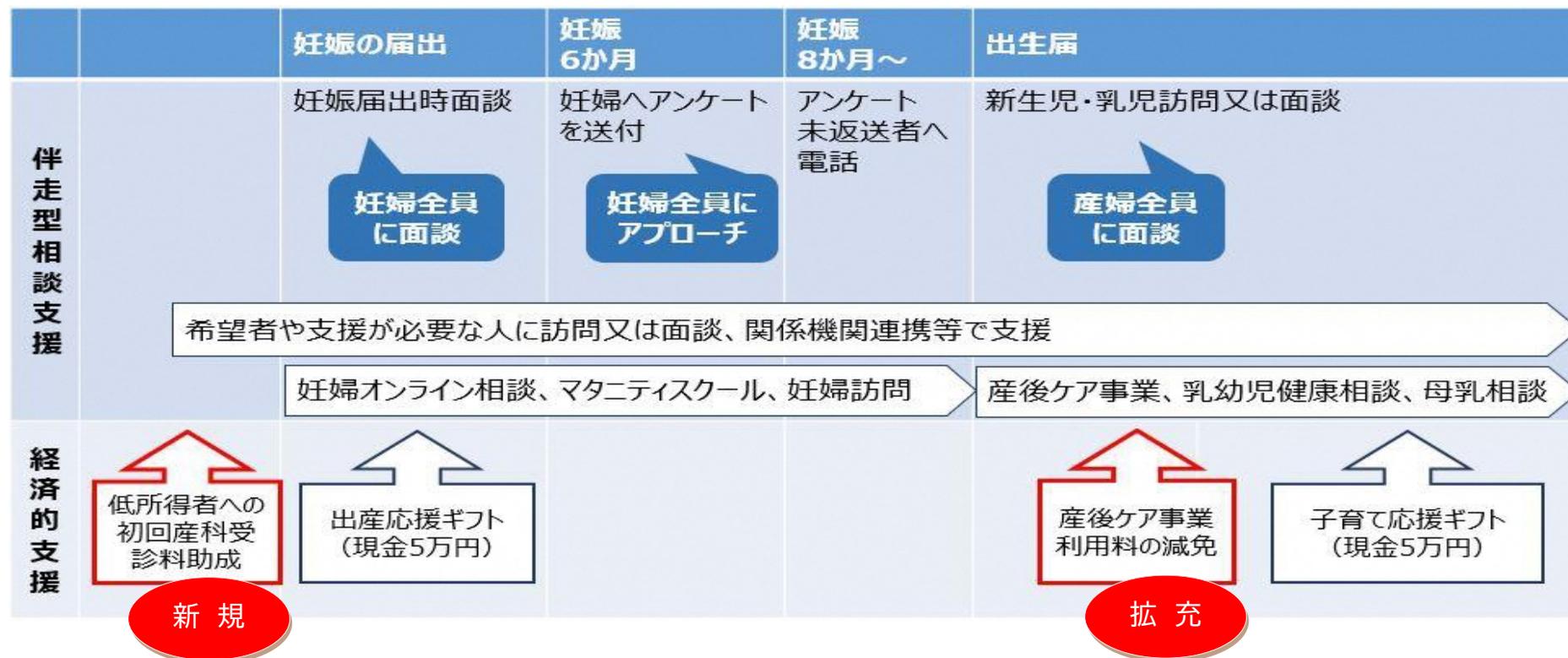
国においては、令和4年度（2022年度）第2次補正予算において「出産・子育て応援交付金」が創設され、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施するよう示されました。これに基づき、本市においても「出産・子育て応援事業」として、令和5年（2023年）2月の開始に向けて準備を進めているところです。

併せて、令和5年度（2023年度）から、伴走型相談支援と一体的に実施する取り組みとして、新たに「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」や「産後ケア事業の利用料の減免」の経済的支援の拡充が示されたことから、本事業を活用した子育て環境のさらなる充実に取り組むものです。

2. 内容

「出産・子育て応援事業」では、妊娠届出時に妊婦へ面談を行い「出産応援ギフト」の申請について周知し、出生届出後の新生児訪問においては、「子育て応援ギフト」の申請について周知を行います。また、妊娠期においては、妊婦全員へアンケートを実施し、希望者については訪問や面談などの支援を実施します。今回の経済的支援の拡充として、妊娠期においては「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」を、出生後においては「産後ケア事業利用料の減免」を実施します。

なお、「出産・子育て応援事業」における伴走型相談支援の実施に伴い、現在実施しているこんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）につきましては、一部運用について所管部と連携し見直しを行います。



(1) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成（新規）

①目的

低所得の妊婦に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診料の費用助成を行います。

②内容

| | |
|------|--|
| 対 象 | 住民税非課税世帯の妊婦 |
| 助成額 | 初回の産科受診料から上限10,000円分を助成 |
| 助成方法 | a) 又は b) の方法で助成 a) 産科受診前に母子保健課に申請。受診時に受診料減免の券を提出し、差額を自己負担分として支払う。 b) 産科受診時に全額自己負担し、受診後に母子保健課へ申請し、減免分の償還をうける。 |

(2) 産後ケア事業利用料の減免（拡充）

①目的

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、利用しやすい環境を整えるため全ての産婦に対して、利用者負担の減免を行います。

②内容

| | 枚方市 | | | | | 国制度内容 |
|--------|---|-----------------|--------|--------|--------|--|
| 利用料金 | | 非課税世帯 生活保護世帯 | | 課税世帯 | | a) 非課税 ⇒5,000円/回利用料減免 |
| | | R4 | R5 | R4 | R5 | |
| | ショートステイ | 1,400円 | 600円 | 5,600円 | 3,100円 | b) 全ての産婦 ⇒2,500円/回利用料減免 ※b) 食費代は自己負担 |
| デイサービス | 700円 | 無料 | 2,800円 | 300円 | | |
| 助成上限数 | 7回 (R4と同様) | | | | | 5回 |
| 利用方法 | 初回申請時に7回分のクーポンを配付し、産後ケア事業利用当日施設へクーポンを除した金額を支払う。 | | | | | — |

③産後ケア事業利用実績 [令和3年度(2021年度)]

| | 合計 | 非課税世帯・ 生活保護世帯 | 課税世帯 | 実人員 | 産婦1人当たり 平均利用日数 |
|---------|------|------------------|------|-----|-------------------|
| ショートステイ | 146泊 | 8泊 | 138泊 | 63人 | 2.3日 |
| デイサービス | 65日 | 2日 | 63日 | 46人 | 1.4日 |

3. 今後のスケジュール

「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」：令和5年(2023年)4月開始予定

「産後ケア事業の利用者負担の減免」：令和5年(2023年)4月開始予定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標 14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち



5. 関係法令・条例等

母子保健法

6. 事業費・財源及びコスト（補助率：国 1/2、市 1/2）

（1）低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成

令和5年度（2023年度）（令和5年度（2023年度）当初予算に計上予定）

《事業費》500 千円

支出内訳 補助金 500 千円：10 千円×50 人

《財源》一般財源 250 千円、（国）母子保健衛生国庫補助金 250 千円

（2）産後ケア事業利用料の減免

令和5年度（2023年度）（令和5年度（2023年度）当初予算に計上予定）

《事業費》＜産後ケア事業総事業費＞ 9,390 千円

支出内訳 産後ケア事業委託料 9,365 千円

印刷製本費 25 千円

＜産後ケア事業事業費の内、産後ケア事業利用料の減免（拡充分）＞ 667 千円

支出内訳 産後ケア事業委託料 667 千円

《財源》

＜拡充分＞一般財源 334 千円、（国）母子保健衛生国庫補助金 333 千円